

深夜電力の誤配線によるお客さま使用電力量の二重計量について

平成19年3月15日
北陸電力株式会社

このたび、深夜電力（電気温水器等）の使用電力量を電灯（家庭用の照明・空調・コンセント等）の使用電力量に加算して二重計量し、電気料金を過大にお支払いいただいているという事例が判明しました。

本件は、他電力において二重計量事例が発見されたことを受け、当社でも同様の事例がないかサンプル調査を実施し、その結果、1件の二重計量事例が発見されたものです。

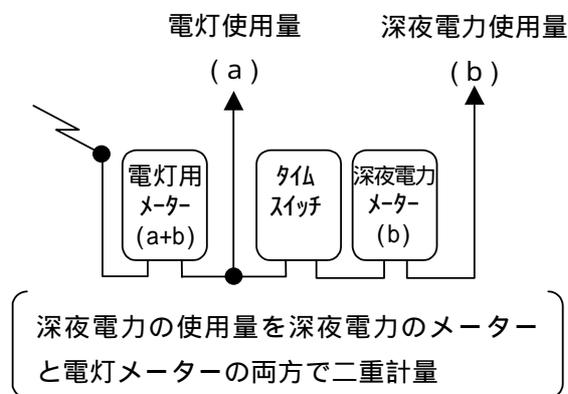
この原因は、電気工事会社の誤配線と当社の竣工検査のチェック漏れによるものであります。

当該のお客さまには事情をご説明し、多大なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、過大にお支払いいただいた電気料金について払い戻しさせていただきました。

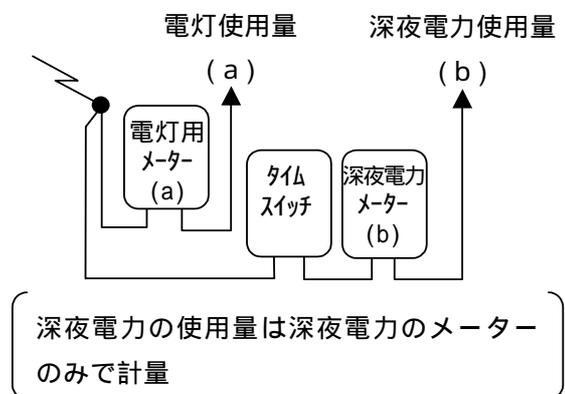
当社としては、中部経済産業局のご指示により、過去の使用実績などから二重計量の可能性を否定できないお客さま全数の調査を実施し、6月末までに調査結果と再発防止策をとりまとめ報告することといたします。

今後二度とこうしたことが起きないように、再発防止を徹底してまいります。

【今回の誤配線】



【正しい配線】



以上

(別紙)

1. 調査の状況

深夜電力は、現在約19万件のお客さまにご契約いただいております。このうち過去の計量値の実績などから精査し、二重計量の可能性を否定できないお客さま約17.5千件を絞り込み、この中から1千件超を無作為に抽出して、現地確認を実施しました。

二重計量の可能性を否定できないお客さま

電灯・深夜電力をそれぞれ別のメーターで計量しており、電灯の使用量が過去12か月間連続して深夜電力の使用量を上回っているお客さま

新增設後1年に満たないお客さまについては、新增設後連続して電灯の使用量が深夜電力の使用量を上回っているお客さま

(千件)

| | | |
|-----------------------------|--|-------|
| 深夜電力をご契約いただいているお客さま (A) | | 189.5 |
| 二重計量の可能性がないお客さま (B) | メーターが一つのお客さま | 92.6 |
| | 過去12か月の実績で、電灯の使用量が深夜電力の使用量を1か月でも下回っているお客さま | 79.4 |
| 二重計量の可能性を否定できないお客さま (C=A-B) | | 17.5 |
| | サンプル調査数 (D) | 1.1 |
| | 二重計量が判明したお客さま | 1件 |
| | 未調査のお客さま (C-D) | 16.4 |

今回の二重計量は福井県越前市で発見されたもので、原因は新設工事での電気工事会社の誤配線と当社の竣工検査時のチェック漏れでありました。

2. 当面の再発防止策

- ・当該工事を実施した電気工事会社および竣工検査者に対し、厳重な注意・指導を行いました。
- ・竣工検査業務に従事する当社社員および委託者に対して、深夜電力契約の適正配線および誤配線例について周知・徹底するとともに、竣工検査時に確実に確認するよう指導します。
- ・電気工事会社に対して、深夜電力契約の適正配線および誤配線例について周知・徹底します。また、再発防止に向けて定期的に指導していきます。

3. お問い合わせ先

お客さまからのお問い合わせは下記のフリーダイヤル（お客さまサービスセンター）で受け付けいたします。

お客さまサービスセンター 0120-167540（フリーダイヤル）

以上